権者に対して代物弁済として後記第３節２⑴③の定めに従い会社が発行する新株式が割当てられていた場合であって、且つ、その株式数が減額後確定債権額について割当てられる新株式の数を超えたときは、当該担保権者は、超過する数の新株式を管財人が指定する者に無償で譲渡するものとする。

ハ　実質売却価額が確定債権額を下回った場合、不足額は一般更生債権に準じて扱うものとし、後記第３節の定めを適用する。この場合、当該担保権者が他に一般更生債権を有していたときは、当該一般更生債権の権利変更前の確定債権額と上記不足額とを合算して後記第３節の定めを適用する。なおこの結果、新株式による代物弁済を行う必要がある場合は、売却から３か月を経過する日の属する月の末日にこれを行うものとする。

③　担保不動産が売却できなかった場合の措置

管財人が担保不動産を平成25年３月末日までに売却できなかった場合には、当該更生担保権者は、確定債権額の弁済に代えて当該不動産を代物弁済により取得するか、確定債権額について一般更生債権に準じて弁済を受けるかを選択することができる。

当該更生担保権者が一般更生債権に準じて弁済を受けることを選択した場合には、前記②ハの定めを適用する。

④　本計画案提出後、更生計画認可決定日までの間に担保不動産の売却がなされた場合には、前記②の定めを適用し実質売却価額に相当する金額を後記７「預金にかかる更生担保権」に準じて取り扱い、更生計画認可決定後１か月以内に実質売却価額に相当する金額全額を一括して弁済する。

３　船舶及び動産にかかる更生担保権

⑴　確定債権

件数	金　　額	別表
3	287,052,628円	８－３

⑵　権利の変更及び弁済方法

別表８－３「更生担保権弁済計画表（船舶及び動産）」記載の更生担保権は、「弁済額」欄記載の金額を、平成25年６月末日を第１回目の支払日とし、毎年６月末日限り合計７回に亘って均等額を分割弁済する。

４　リースにかかる更生債権

⑴　確定債権

件数	金　　額	別表
27	247,410,449円	８－４

⑵　権利の変更及び弁済方法

別表８－４「更生担保権弁済計画表（リース）」記載の更生担保権は、「弁済額」欄記載の金額を、平成25年６月末日を第１回目の支払日とし、毎年６月末日限り合計７回に亘って均等額を分割弁済する。

５　有価証券にかかる更生担保権

⑴　確定債権

件数	金　　額	別表
2	612,307,531円	８－５

⑵　権利の変更及び弁済方法

①　管財人は、平成25年３月末日までに担保有価証券を売却し、売却代金から売却に要した費用を控除した金額（以下、「有価証券実質売却価額」という）を、売却代金受領後１か月以内に弁済する。但し、更生債権等の繰上げ弁済を行う場合には、裁判所の許可を得て、売却期間を短縮することができる。

②　有価証券実質売却価額が確定債権額を上回った場合、売却によって取得した金額を確定債権額とみなして弁済する。

この場合、当該担保権者が有していた権利変更前の一般更生債権の確定債権額は、有価証券実質売却価額が更生担保権の確定債権額を上回った額と同額が更生計画認可決定時に遡って減額されたものとみなし、減額後確定債権額について、後記第３節の定めを適用する。但し、当該担保権者に対して代物弁済として後記第３節２⑴③の定めに従い会社が発行する新株式が割当てられていた場合であって、且つ、その株式数が減額後確定債権額について割当てられる新株式の数を超えたときは、当該担保権者は、超過する数の新株式を管財人が指定する者に無償で譲渡するものとする。

③　有価証券実質売却価額が確定債権額を下回った場合、不足額は一般更生債権に準じて扱うものとし、後記第３節の定めを適用する。この場合、当該更生担保権者が他に一般更生債権を有していたときは、当該一般更生債権の権利変更前の確定債権額と上記不足額とを合算して後記第３節の定めを適用する。なおこの結果、新株式による代物弁済を行う必要がある場合は、売却から３か月を経過する日の属する月の末日にこれを行うものとする。

④　管財人が前記①の期日までに担保有価証券を売却できなかった場合、当該更生担保権者は、確定債権額の弁済に代えて当該有価証券を代物弁済より取得するか、確定債権額について一般更生債権に準じて弁済を受けるかを選択することができる。

当該更生担保権者が一般更生債権に準じて弁済を受けることを選択した場合には、前記③の定めを適用する。

６　手形にかかる更生担保権

⑴　確定債権

件数	金　　額	別表
4	989,173,660円	８－６

⑵　権利の変更及び弁済方法

別表８－６「更生担保権弁済計画表（手形）」記載の更生担保権は、更生手続開始当時は手形にかかる更生担保権であったものが、取立により別段預金として預け入れられているものである。これらについては「弁済額」欄記載の金額を、更生計画認可決定後１か月以内に、当該預金を解約して払い戻しを受けることにより一括弁済する。

７　預金にかかる更生担保権

⑴　確定債権

件数	金　　額	別表
2	82,352,029円	８－７

⑵　権利の変更及び弁済方法

別表８－７「更生担保権弁済計画表（預金）」記載の更生担保権は、更生手続開始当時は株式にかかる更生担保権であったものが、売却等により預金を目的とする更生担保権（質権）に変換されたものである。これらについては「弁済額」欄記載の金額を、更生計画認可決定後１か月以内に、当該預金を解約して払い戻しを受けることにより一括弁済する。

第２節　優先的更生債権の権利の変更と納付方法

１　公租公課

⑴　届出債権

件数	金　　額	別表
58	658,801,841円及び額未定	９－１

（内訳）

ⅰ　本税等　　658,769,441円

ⅱ　更生手続開始決定日の前日までの延滞金等　　額未定

ⅲ　更生手続開始決定日から１年を経過する日までの延滞金等　　32,400円及び額未定